

幕末期横浜近郊の海岸取締関係史料

―外国人殺傷事件への対応―

神谷 大介

安政六年（一八五九）六月二日に開港した横浜は急進的な尊王攘夷派浪士による襲撃の対象となった。横浜開港場には商館が建ち並び、多くの外国人が活動していたためである。

横浜における外国人殺傷事件の頻発とそれに対する警備体制の強化については『横浜市史』第二巻において詳述されている。¹⁾ 横浜では開港直後からロシア士官・水兵の殺傷（安政六年七月二七日）、フランス領事代理召使の殺害（同年一〇月二一日）、オランダ船長の殺害（安政七年二月五日）などが立て続けに発生した。横浜一〇里四方に設定された外国人遊歩区域においても、イギリス商人リチャードソンが東海道を通行中、生麦村（現鶴見区）で薩摩藩島津久光の行列とすれ違った際に斬殺された生麦事件（文久二年八月二一日）、フランス陸軍の少尉カミュが保土ヶ谷宿近郊の井戸ヶ谷村（現南区）で尊攘派浪士に殺害された井土ヶ谷事件（文久三年九月二日）、イギリス陸軍少佐ポールドウィンと中尉バードが鶴岡八幡宮付近で殺害された鎌倉事件（元治元年一〇月二二日）などが起こった。さらに外国公使館が置かれた江戸でも公使館付通訳ヒュー

スケン殺害事件（万延元年二月五日）や東禅寺事件（第一次は文久元年五月二八日、第二次は文久二年五月二九日）、御殿山のイギリス公使館焼討事件（文久二年二月二日）などが発生しており、²⁾ 外国人殺傷事件は深刻な対外問題になっていた。

イギリス総領事オールコックは「両政府の為に、台下劣を惜まずして、横浜に於て、暴戾なる事をなし、且ツ人を殺害せる両度犯人中、別して其後の犯人を速に追捕入牢せしめ、之を其適當せる刑に処して、以て公然と国律を保護するの証あらんことを、余、強て台下に乞ふ」³⁾と老中に訴えている（安政六年一〇月一四日）。また、横浜開港場の対岸、神奈川宿の成仏寺に居住していたアメリカの宣教医ヘボンが生麦事件に接し、「大きな変革の要素が作用しているということがこの日本人ならびに外国人の間の一般的感情です。紛争、戦乱、転覆の予感が一般人民の心にも感ぜられております。頻繁に起こる外国人殺害と、それから生ずる焦燥とが、こうした感情を起こさせたことは言うまでもありません」「わたしの感じでは、問題は急速に危機に直面しており、また何らかの外国の干渉が加わ

るように感ぜられます」とミッシン本部関係者に書簡で綴っている（文久二年閏八月一〇日）。

幕府が国家の代表として十全な対応を図らねばならなかったことは言うまでもない。安政七年（一八六〇）二月、幕府は尊攘派浪士を取り締まるため外国人遊歩区域に見張番屋を設置し、関東取締出役を保土ヶ谷宿に常駐させる横浜別段取締体制を敷いた⁵。また、開港場には関門や木戸・自身番屋を設置し、神奈川奉行所の与力・同心たちが巡邏する体制を整備した⁶。

このような外国人殺傷事件の経緯や幕府の対応は先行研究が考察してきたところであるが、その主な対象は横浜開港場や外国人遊歩区域における陸路や河川の取締であり、海岸の取締、すなわち海路による襲撃をいかに防ごうとしていたのかという問題については不明な点が多い⁷。

そこで本稿では横浜開港資料館に収蔵する資料群（寄託資料を含む）の中から海岸の取締に関する史料を取り上げ、幕末期横浜の政治・社会状況を読み解くための一助としたい⁸。

【凡例】

- 一 史料ごとに内容を示す標題を付し、通し番号を付けた。
- 一 史料の翻刻にあたっては原則として原史料の体裁に従った。
- 一 字体は、常用漢字のあるものは原則としてこれを用いた。
- 一 合字の「𠄎」（より）はそのまま残した。
- 一 史料を読みやすくするため読点（・）・並列点（・）を適宜補った。

一 虫損・破損等により判読不能な箇所は文字数に応じて□で示した。

一 押印箇所は「〔印〕」で示した。

一 抹消部分は抹消線（―）で示し、訂正がある場合は行間にその訂正文を付けた。

一 敬意を表す闕字は一字、平出は二字あけとした。

一 必要に応じて（ ）で行間に注を付した。

一 各史料の末尾に（ ）で出典および形状を示した。

【史料1】海陸取締と村々（安政七「万延元」年二月より）

―（表紙） 万延元庚申年二月日

海陸御取締被 仰渡候控

武州久良岐郡磯子村

年寄 磯右衛門〔印〕

覚

○万延元庚申年二月中保土ヶ谷宿室崎屋ニおゐて御取締厳重被 仰

渡、異変之節者川井ノ辻江可相詰旨是亦被 仰付一同奉畏候

関東御取締

御出役

石井 鐘之助様

吉岡 静助様

中川 弥市様

御三人にて

被 仰渡候

覚

一同年三月十五日右同断^(御)旅宿ニおゐて前書御三人ニて海岸筋嚴重
御見廻り被 仰附御請書奉差上候

海岸九ヶ村惣代与して

^(代官)小林藤之助当分御預り所

武州久良岐郡

北方村

名主 茂右衛門印

同御預り所

同州同郡

本郷村

名主 勘 藏印

同御預り所

同州同郡

根岸村

名主 伝右衛門印

関東御取締

御出役

石井 鐘之助様

吉岡 静助様

中川 孫市様

別紙海岸見廻り手当金

北方村今本牧村迄

拾人

根岸村々瀧頭村・磯子村迄 拾人
森三ヶ村々杉田村迄 拾人

覚

一同年七月廿六日御出役様御廻村被遊候

関東御取締

御出役

関 畝四郎様

磯子村々森村江
案内

磯右衛門
和左衛門

覚

一同年十一月十二日浪人体之者横浜江乱入仕候風聞有之候ニ付村々
江船ニて異形之荷物相廻り候哉難計、山野堂宮寺共御調之上并ニ
船持名前共可書上旨本牧村々御触状ニ而藤左衛門殿方ニ而被仰
渡候

神奈川

御奉行所様御支配

定廻り

山崎民右衛門様より

右ニ付同十三日御調書

奉差上候

磯子村 年寄

磯右衛門印

同

源左衛門印

同

和左衛門印

同

彦右衛門印

(主殿)
名

大 助印

平左衛門印

覚

一文久元辛酉年二月 日

御代官様々北方村・本牧村・根岸村江海岸御取締り向嚴重被 仰

渡則根岸村々左之御方様江御請書奉差上候

御代官小林藤之助様

御手附

平 野 丈 助様

覚

一同年三月二日戸塚宿ニおゐて御出役様より海岸見廻り嚴重被 仰

渡御請書奉差上候

関東御取締

磯子村

御出役

名主

石 井 鐘 之 助様

平左衛門印

覚

一同年五月廿九日本牧村名主藤左衛門殿宅ニおゐて海岸御取締嚴重

被 仰渡則御請書奉差上候

神奈川

磯子村

御奉行所様御支配

名主

定廻り

平左衛門印

荒川五良三郎様

覚

一同年六月日高輪東禅寺江浪人乱入ニ付海陸共嚴重被 仰渡則御請書奉差上候

神奈川

磯子村

御奉行所様御支配

百姓代

定廻り

次左衛門印

荒川五良三郎様

年寄

彦右衛門印

名主

平左衛門印

覚

一同年六月十二日浪人体之者下総辺へ乗船ニ而徘徊いたし候様子ニ而海岸見張嚴重ニ被 仰渡、但シ御出役様金沢東や安右衛門宅ニ

て被仰渡御請書奉差上候

関東御取締

杉田村

御出役

森三ヶ村

駒崎清五郎様

磯子村
瀧頭村 名主

森三ヶ村

根岸村 印

右村々

本郷村

名主連印

覚

一文久元辛酉六月廿日海岸見廻り

神奈川

御奉行所様支配

磯子村々

北方村迄

定廻り

見廻り案内磯子村

神田元三郎様

名^(主脱)
大 助

年^(寄脱)

磯右衛門

覚

一同七月八日御出役様村々御廻村

関東御取締

御出役

前同断案内

林 咲右衛門様

名主 平左衛門

組頭 源左衛門

上候

神奈川

御奉行所様御支配

北方村

本牧村

定廻り

根岸村

斎藤金左衛門様

瀧頭村

磯子村

覚

一辛酉年八月十九日御取締御出役様之分計り右之通り書上申候

但し

関東御取締

磯子村

御出役

名主

〔裏表紙〕

〔割印〕

〔割印〕

〔海陸御取締被 仰渡候控〕横浜開港資料館寄託堤真和家文書
第一回調査六〇四 縦帳

〔解説1〕

関東取締出役や神奈川奉行所は横浜開港場周辺村々に尊攘派浪士の取締を命じ、巡邏のためしばしば廻村した。本史料はそうした陸路・海路の取締に関する覚書を武蔵国久良岐郡磯子村（現磯子区）年寄堤磯右衛門がまとめた控書である。作成年代は判然としないが、収載された覚書の日付の下限である文久元年（一八六一）八月一九日以降と考えられる。

安政七年（一八六〇）二月にオランダ船長デ・フォスと商人デッケルが横浜開港場内の日本人町で殺害された。本史料は保土ヶ谷宿室崎屋に詰めていた関東取締出役が異変時の動員を命じたところから始まる。この月以降、同宿に常駐するようになった関東取締出役は村々に対して海岸見廻りを命じた。本史料に記載される北方・本牧・根岸・瀧頭・磯子・森三か村（森公田・森中原・森雑色）・杉田村はいずれも横浜開港場以南の沿岸（現中区・磯子区）に位置する保土ヶ谷宿組合の村々である。保土ヶ谷宿組合は、文政一〇年

（一八二七）一月に幕府が関東八か国を対象に編成した村連合（寄場組合・改革組合）の一つで、幕府領・大名領・旗本領・寺領・社領などの支配領域を区別せず、村々を取り締まる役割を担った。寄場組合では近隣五、六か村を小組合として小惣代を置き、さらに一〇組前後の小組合をまとめて大組合を編成、大惣代を置いた。

保土ヶ谷宿組合の村々は外国人遊歩区域に位置していたことから、横浜開港場の運営、貿易実務を担った神奈川奉行所の取締範囲とも重なっており、関東取締出役・神奈川奉行所、さらには代官小林藤之助（北方・本牧・根岸村は代官の当分預所）らによる重層的な海岸の取締の体制が敷かれていた。

幕府は東海道や中原街道、矢倉沢往還などの主要な街道、六郷川などの河川をはじめ、陸上・河川交通から外れる横浜開港場後背（南側）の沿岸部にも警備網を広げ、尊攘派浪士の襲撃に備えていたのである。

〔史料2〕渡船・不審船の取締（安政七年三月）

奉差上御請書之事

一 今般横浜表御取締向嚴重二被 仰出候二付私共村方之義者海岸ニ付別段御取締向被 仰渡承知奉畏候、村方之義獵師共昼夜其他所出不仕、村下而已二而相稼罷在候二付、村役人不及申上、漁師共一同二御趣意之趣厚相弁候様申付置、村下々渡船者勿論、他所之船村下江碇泊り等仕候ハ、早速相糺、怪敷様子相見へ候ハ、早々寄場最寄大小惣代江可申立、異変之御沙汰有之候節ハ勿論、平日

沖茂村役人共村々見廻り、御取締方嚴重行届候様可仕候、依之一
同連印御請書奉差上候処如件

安政七庚申年

三月十五日

小林藤之助当分

御預ヶ所

武州久良岐郡

北方村

名主 茂右衛門

同預り所

同州同郡本牧村

名主 勘 藏

同預り所

同州同郡根岸村

名主 伝右衛門

関東御取締出役

吉 岡 静 助様

石井 鑑之助様

中川 孫 市様

〔三ヶ村海岸順見日記〕横浜開港資料館寄託堤真和家文書 第一
回調査五九四 横帳

〔解説2〕

代官小林藤之助当分預所の北方・本牧・根岸村（以上、現中区）

が関東取締出役に出した請書を堤磯右衛門が写し取ったもの。安政
七年（一八六〇）三月三日に発生した大老井伊直弼の殺害事件（桜
田門外の変）への対応である。事件後、襲撃した水戸浪士の一部は
行方を眩ませており、幕府は探索範囲を海路にまで広げていた。

関東取締出役は村からの渡船、他所の船の停泊に際して不審な点
があれば最寄りの大小惣代に報告すること、村役人が平時・非常時
ともに村々を見廻り、取締を嚴重に行うように命じている。

冒頭に「私共村方之義者海岸ニ付別段御取締向被 仰渡」とある
ことから、海岸の取締が陸上の取締とは異なる、「別段」の体制であっ
たことを読み取ることができる。

〔史料3〕東禅寺事件の風聞（文久元年九月）

（表紙）

文久元年辛酉年

夢の渡船場

九月廿六日夜高輪東禅寺之物語り

覚

文久元年辛酉年五月廿七日夜総国登戸出帆いたし同廿八日夜亥下刻頃
高輪東禅寺ニ異人滞在仕候処江打入候諸浪人名前者生捕ニ相成候、
榊越^⑧三郎白状致し候与見て相覚候次第左之通り

出奔

有 賀 半 弥

品川宿

前木新八郎

とらや二而

切腹

同

岡見留次郎

出奔

森半蔵

同

矢沢金之助

同

古川主馬之介

同

山崎信之介

出奔

黒沢五郎

品川宿

中村奥助

とらや二而

切腹

生捕

今井金四郎

山名様江

預ケ

東禪寺

木村幸之介

表門二而

切腹

生捕

榊越^(藏)三郎

生駒様江

預ケ

拾八才

渡辺剛蔵

疵所十九ヶ所

御用

天野岩次郎

山門二而差殺

和泉守様

小堀帛吉

陣屋二而

自害

ズ拾四人

御出役手負性名

深手

天野岩次郎

河野貫吉

北条薫次郎

中尾勇太郎

今井善十郎

江幡吉平

柘植鉄吉

第一番

防戦打死

ズ

異人式人薄手、別当老人即死、小遣老人即死

御固メ大名衆家来

式人即死、此外手疵負候もの数不知

御固メ

御大名衆

^(郡山藩主)松平時之助様

^(西尾藩主)松平和泉守様

右東禪寺一件之義者松平和泉守様非番ニ相成同時之助様御懸りニ而防戦仕候、尤浪人共者下総国登戸々乗船いたし夫々鈴ヶ森下江風様ニよつて着船仕候節、船頭沖合江碇をおろし候を乗合道具や体之者

大小を打込、都合拾四人帯刀いたし押而陸地江上り、夫より高輪東
禅寺江忍入候ニ付、松平時之助様御家来衆駈付防戦仕候へ共、諸浪
人目印白鉢巻ニ白たすき又時之助様御家来衆も同断目印ニ付、双方
行違ニ而手負数多之由、其節異人者敵味方ニ不限小高キ処江上り声
を目当ニ鉄炮を打候ニ付騒動大方ならず与風聞の如く夢の如く相覚
候

右前々総州登戸渡船場見張之前を侍彦人通行、其節右侍我等 水戸
之家来 小野間源七郎 と申テ行過候ニ付其由 佐倉様御家来衆
之御改メニ相成、夫より御上屋敷江御訴、夫より御老中御用番江申
出、夫より水戸家御上屋敷江問合セ、夫より御国江御調ニ相成候処、
全水戸家之家来ニ紛無之趣、調方三十六日目ニ行届ケ右源七郎殿無
滞帰国被致候由

御調中逗留宿やハ登戸ニ而 菓子やト云

〔夢の渡船場〕横浜開港資料館寄託堤真和家文書 第一回調査

六三一―二 横帳

〔解説3〕

文久元年（一八六一）五月二八日、有賀半弥ら水戸浪士一四人が
江戸高輪（現東京都港区）東禅寺のイギリス仮公使館を襲撃する事
件が起こった（第一次東禅寺事件）。東禅寺に滞在していたイギリ
ス公使オールコックは無事であったが、書記官オリファントと長崎
駐在領事モリソンが負傷した。

本史料の作成者、堤家に伝来した経緯は判然としないが、海岸の
取締に関与する磯子村年寄であった堤磯右衛門が参考のため記録あ

るいは入手したものと考えられる。

本史料によれば、水戸浪士は事件前夜の二七日、登戸（現千葉県
千葉市）から乗船し、風向きの都合で鈴ヶ森（現東京都品川区）に
着船、強引に上陸し、東禅寺に忍び込んだという。当日の外国人警
備を担当していた郡山藩士が駆け付けたところ、同藩士と水戸浪士
はともに白鉢巻・白たすきという装備であったため、敵味方の識別
ができず乱戦となった。外国人も丘の上から声の聞こえる方角に鉄
砲を打ち込んだ。水戸浪士のうち渡辺剛蔵は外国人の警備に当たっ
ていた天野岩次郎に殺害、襲撃後には岡見留次郎ら四名が切腹・自
害、有賀半弥ら六名は逃亡したとある。出奔・切腹・自害・生捕な
どの状況は史料によつて差異があるものの、事件後どのような事態
が生じるか不透明な状況であったことは間違いない。

文末には登戸の渡船場見張小屋で検閲を受けた小野間源七郎の一
件が記されている。水戸藩士を名乗る小野間について、取り調べを
行つた佐倉藩士から水戸藩上屋敷、老中御用番へと報告が上がり、
国元にまで問合せが及んだ末、ようやく水戸藩士であることが証明
された。取調には三六日を要しており、その間、小野間は登戸の菓
子屋という宿屋に逗留せざるを得なかった。たとえ事件性はなかつ
たとしても、取調に相当の労力を要していたことがうかがい知れる。
水戸浪士たちは登戸から鈴ヶ森まで海路で移動しており、そうし
た点を鑑みても幕府は海路による横浜開港場襲撃を脅威に感じてい
たはずである。事実、史料1によれば、事件の翌二九日に神奈川奉
行所定廻り荒川五郎三郎が海岸の取締を厳重に行うよう磯子村に命
じている。江戸と横浜の情勢は密接に連動していたのである。

【史料4】便船取締と海岸見廻り（文久元年九月）

差上申一札之事

一今般海岸并二川筋其外為御取締被遊御廻村候処、海岸附御取締向之儀者兼而被 仰渡御座候儀二者候得共、猶厳重相守、荷船運送或者漁業渡世致し候もの共、万二不見知もの、又者仮令懇意之もの二候ハ、江戸者勿論、其外共都而便船等為致候儀一切難相成り、且海岸地先之儀も時々無油断見廻り、不見知もの乗船漕寄来候与も決而上陸不為致、強而上陸いたし候歟、風俗不宜もの二候ハ、速ニ捕押置其筋又者最寄御廻村之関東御取締御出役衆江申取、御差図受、御取締之儀厳重相心得、小前末々之もの共江者村役人共、為申聞、不取締無之様可仕旨被仰渡之趣一同承知奉畏候、若相背候ハ、御科可被仰付、仍而御受証文差上申処如件

文久元酉年

本牧本郷村

九月廿四日

名主

神奈川

治郎左衛門印

御定廻り

荒川五郎三郎様

〔差上申一札之事〕横浜開港資料館寄託佐藤安弘家文書 追加・

二一四 状

【解説4】

武蔵国久良岐郡本牧本郷村（現中区）の名主を務めた佐藤家の文

書記録類（佐藤安弘家文書）に残された受証文の控え。

本牧本郷村が命じられた内容は、「海岸附御取締」を一層厳守し、面識の有無にかかわらず便船などを禁止し、海岸を見廻り、面識のない者が乗船していた場合は上陸させず、強引に上陸したり、怪しい風貌の者であれば捕縛し、神奈川奉行所か関東取締出役に報告して指示を仰ぐようにせよというものである。

神奈川奉行所と関東取締出役がともに海岸の取締に関与していたことを確認できる。

【史料5】坂下門外の変と海岸取締（文久二年正月）

一壬戌年正月十六日

大急 御用向

以御用状申入候、然者今朝重キ御役人御登城之処、坂下辺ニ而流人体之者多人数狼藉いたし候二付、五人程討留候儀御達有之、其節逃去候もの共当港江立廻り乱妨可致も難計候間、其持場海岸向取締方厳重相心得、疑敷者立廻り候ハ、大急注進可被致候、右者申進度如斯候、以上

壬戌

神奈川奉行支配定廻り

正月十五日

斎藤金左衛門印

子上刻出

御取締掛り

大川 艦 三印

丸山 錠三郎印

北方村夫より

海岸筋村々

小柴村迄 右役人中

尚以早々探索之上請書可被差越、尤其持場にて無遲滞取調方嚴重可被申付候、且此触書追而留り村々返脚^脚可被下候、且海岸筋取締方相心得可被申候

右壬戌正月十六日辰上刻当浦着

森村江継 藤左衛門印

一右戻り小柴村名主平右衛門殿添書付正月十六日戌下刻当村江森村
へ着

瀧頭村江継

藤左衛門印

〔浦触御用留〕横浜開港資料館寄託堤真和家文書 第一回調査
六五三 縦帳

〔解説5〕

磯子村年寄堤家伝来の「浦触御用留」に収載された御用状の写。
坂下門外の変に関する神奈川奉行所（定廻り・市在取締掛）からの御用状（浦触）を磯子村が写し取ったもの。「浦触」とは支配領域を越えて沿岸部の村（浦・海岸付）に廻達される触書のことである。
文久二年（一八六二）正月一五日朝、江戸城坂下門付近において水戸浪士が登城中の老中安藤信正を襲撃し、手傷を負わせる事件が起こった（坂下門外の変）。本史料によれば、水戸浪士を「五人程討留」めたとあるが、襲撃時に死亡した実際の人数は六名である。襲撃に及んだ浪士たちの規模や動向などを十分に把握できていなかった

た幕府は海路による横浜開港場襲撃を警戒した。そこで神奈川奉行所は海岸の取締を強化するため、不審者を発見次第、至急報告するようにと北方村（現中区）から小柴村（現金沢区）までの沿岸村々に命じた。海岸の取締はあらゆる事態を想定して遂行されたのであった。

神奈川奉行所からの御用状が磯子村に届いたのは翌一六日のことで、この日のうちに御用状は小柴村（留り村）まで回り、磯子村に戻っている。その後、磯子村は御用状を瀧頭村へと継いでいった。

〔史料6〕森公田村における浪人体の者宿泊一件（元治元年四月）

乍恐以書附御歎願奉申上候

一武州久良岐郡森村大久保甚四郎知行所名主平左衛門奉申上候、当月廿六日夜六ツ半時頃、浪人体之もの三人外十四才位之男子七人、十一才位同壹人、女貳人、都合七人連二而参り、行暮候二付止宿為致呉候様申聞候処、其節私義他行罷有、家内もの止宿之義者難相成段申断候処、前書もの共申聞候二ハ、今日行暮候間、且足病相悩候ものも有之、雨天二而甚難渋仕候間、是悲止宿為致呉候様恐歎相縫^縫り相歎候二付、女子供連之もの二而難渋之由二も相見、家内之もの女之義故無何心不使^{不使}二も相存、私留守中之処止宿相免、当地地蔵堂二止宿為致候段、私義昨廿八日帰宅仕、其段承り兼而嚴重被 仰渡も有之候二付、以之外義故驚入早速其段御訴可申上与奉存罷立候処、御番所附御役人衆中様海岸御取締御廻村之折柄其段入御聴二御調を請始末柄言上仕候処、御持節柄村々兼而

御触面も御座候処無之弁も止宿為仕候段不埒之義蒙 御利解重々奉恐入候、就而者右浪人体之もの共義者今朝早速追払申候間、何卒御慈悲を以右止宿為致候段、不束之始末御有免被成下置候様御聞濟之程一同偏ニ御歎願奉申上候、以上

元治元子年

武州久良岐郡森村

四月廿九日

名主

平左衛門

組頭

清右衛門

百姓代

清三郎

横浜

御番所附

御役人衆中様

右者山一番御見張役所江上候也控

〔乍恐以書附御歎願奉申上候〕横浜開港資料館齊藤清四郎家文書

複製本 支配―状―一二 状

〔解説6〕

武蔵国久良岐郡森公田村（現磯子区）の村役人を務めた齊藤家に伝来した史料の一つ。森公田村名主平左衛門が浪人止宿の赦免を乞うため「横浜御番所附御役人」（「山一番御見張役所」）に提出した歎願書の控えである。

本史料によると、四月二六日夜に浪士のような風貌をした三人が

男二人（二四歳と一一歳位）、女二人を連れて来村し、宿泊を求めたという。折悪しく名主平左衛門は外出中であり、留守を預かっていた「家内」は、足を患っている者がいるなどと告げられて不憫に思い、村の地藏堂に宿泊させてしまう。平左衛門がこの経緯を知ったのは翌二七日の帰宅時であつた。至急、役人に報告しようと思つていたところ、海岸の取締のために廻村してきた「御番所附御役人」（神奈川奉行所定廻りか）の耳に入り、村役人が取り調べを受けることになった。村役人は二九日早朝に止宿の七人を追ひ払つたと上申し、赦免を歎願したのであつた。村々は海岸の取締を命じられてきたが、必ずしも厳守できていたわけではなかつた。

〔史料7〕天狗党の乱と漁船徴発（元治元年九月）

今般常陸辺海岸地集罷在候浪堂共為追討、朝陽丸御船当月七日品川出帆、房州小湊々下総東海岸通り常州那珂湊迄相廻二附而者、其辺碇泊り中舢舨船等入用之節、御船にて螺貝吹立候筈二付、承り次第所有合之漁船等兼而手当いたし置、朝陽丸御船江罷出可請差図者也（元治元年）
子九月十一日

（勘定奉行小栗忠順）（同御井朝通）
上野 甲斐 出雲 肥前 対馬

武州品川々安房国小湊々上総・下総東海岸通り常州那珂湊迄御料私領寺社領海岸村々

名主
組頭

追而此触書披見之上村々請書相添早々相廻し留り村々宿村送り以御

代官木村董平江戸役所江可相返候、以上
子九月十二日

西中刻相廻り申候、以上

〔御用廻状留〕 横浜開港資料館所蔵浜田家文書 一六九 〔縦帳〕

〔解説7〕

勘定奉行小栗忠順ら五名が品川から那珂湊（現茨城県ひたちなか市）までの沿岸村々に出した廻状を写し取ったもの。本史料が伝来した浜田家は森公田村の村役人を務めた家である。

藤田小四郎（水戸藩士藤田東湖の子）を中心とする急進的な尊王攘夷派は横浜鎖港を実現するべく筑波山で挙兵し、各地で争乱を引き起こした（天狗党の乱）。幕府は諸藩に出兵を命じ、九月には那珂湊に集結した天狗党を攻撃した（那珂湊戦争）。敗北した天狗党は武田耕雲斎を主将として禁裏守衛総督一橋慶喜を頼り、尊王攘夷の意志を訴えるため京都に向かったが、その途次、降伏し、武田・藤田ら多くが斬首となった。

那珂湊戦争に際しては幕府蒸気船朝陽丸が派遣された。本史料では朝陽丸が沿岸に停泊した際、法螺貝を合図に漁船などを艇用に動員することが命じられている。宛先は品川から那珂湊までの海岸村々であるが、森公田村の「御用廻状留」に記録されていることから、少なくとも同村まで触が回っていたことになる。横浜開港場周辺の沿岸村々は浪士の取締に加え、軍事面の輸送も担うことになったのである。

〔参考〕オランダ人殺害事件への対応（安政七年二月）

差上申明細書上之事

一当月五日之夜横浜町ニおゐて異人異変有之候ニ付、其時々 御役人衆中様方村々江御出役被遊、情々固メ并可相尋趣被 仰附候ニ付、早々村役人共罷出、其夜村中并寺院宮地等相尋候、人足此度明細ニ可書出旨被 仰出候ニ付左ニ
（清五郎等五六名略）

〆五拾六人

右之通り夜中人足計り取調書上ケ申候処、少茂相違無御座候、尤明朝二相成候而者村中罷出山林等迄相尋申候、此段前以御訴申上置候、以上

安政七申年

二月日

久良岐郡磯子村

名主

平左衛門印

同

大 助

組頭

地頭用ニ付無印

彦右衛門印

同

源左衛門印

同

利左衛門印

同

磯右衛門印

右者安政七庚申年二月五日之夜横浜町ニおゐて阿蘭陀船主式人切殺され候ニ付、其節右御懸り役人中村々江立越怪体之者且又村々ニ止宿いたし居候者取調可仕趣被 仰渡候ニ付、村中罷出相尋并ニ曉火ヲたき相固メ申候ニ付、此節其人足可書出趣之廻状着仕候ニ付、右之通り横浜会所江書上ケ申候、尤其余御出役被遊候役人中左ニ

五日之夜

藤戸 東 吾様

吉岡 常太郎様

田沢 伊三郎様

同

高木 半三郎様

斎藤 金左衛門様

六日之朝

宇貝 弥市様

篠崎 久四郎様

〔御用人足明細書上帳〕横浜開港資料館寄託堤真和家文書 第一
回調査五九七 縦帳

〔解説〕

安政七年（一八六〇）二月五日のオランダ人殺害事件を受けて神奈川奉行所役人（御役人衆中）は事件直後に武蔵国久良岐郡磯子村に出張し、不審者や宿泊者を取り調べるよう命じた。磯子村では村民五六人を人足として動員し、五日夜から六日朝にかけて篝火を焚き、山林や寺社地を含めて村内を隈なく探索した。

本史料は神川奉行所からの廻状を受け、探索に当たった人足の名前を書き上げ、報告したものである。磯子村に出張した神奈川奉行所役人の名前についても五日の五名分、六日の二名分が記されている。このうち斎藤金左衛門は市中定廻り同心、篠崎久四郎は居留地掛定役を万延元年（一八六〇）一二月段階で務めていたことが判明する（『黄金花』横浜開港資料館所蔵五味文庫三一二）。本史料では磯子村に海岸の取締が命じられていたことを確認できない。史料1・2をみても、海岸の取締が村々に命じられたのは安政七年三月一五日のことであり、同年三月三日に起こった桜田門外の変が海岸の取締の画期になっていたと考えられる。

- (1) 横浜市編『横浜市史』第二巻第三章第二節「外国人殺傷の頻発と警備体制の強化」（横浜市、一九五九年）。
- (2) 江戸の外国人殺傷事件とその取締については、吉崎雅規「幕末江戸と外国人」（同成社、二〇二〇年）を参照のこと。
- (3) 東京大学史料編纂所編『大日本古文書・幕末外国関係文書之二十八』（東京大学出版会、一九八五年）九九号「英国総領事オールコック書翰」、二〇六頁。
- (4) ヘボン著、岡部一興編、高谷道男・有地美子訳『ヘボン在日書簡全集』（岩波書店、二〇〇九年）、一一〇頁。
- (5) 小松修「幕末横浜在留外国人遊歩地と見張番屋」（『史叢』三二一号、一九八三年）、同「幕末期横浜周辺の取締りについて」（村上直編『論集関東近世史の研究』名著出版、一九八四年）、同「幕末期多摩川流域の取締について」（『郷土神奈川』一七号、一九八五年）、横山伊徳「横浜十里四方遊歩問題と改革組合村」（『日本近世史論叢』下巻、

吉川弘文館、一九八四年）、森安彦「文政改革と関東農村―幕末期の対外危機と組合村の武装編成―」（村上直編『論集関東近世史の研究』名著出版、一九八四年）、岩橋清美「横浜遊歩地域における見張番屋と組合村」（『法政史論』一七号、一九九〇年、のち村上直編『近世社会の支配と村落』文献出版、一九九二年所収）、牛米努「幕末期の関東取締出役」（『関東取締出役研究会編『関東取締出役』岩田書院、二〇〇五年）、中根賢「幕末期の寄場組合大惣代の探索と事件対応―東海道保土ヶ谷宿高橋勘右衛門の事例をもとに―」（小田原近世史研究会編『近世地域史研究の模索―「つながり」の視点から―』岩田書院、二〇二二年）。

（6）西川武臣「幕末から明治初年の横浜の治安と警備」（横浜開港資料館・横浜近世史研究会編『幕末維新期の治安と情報』大河書房、二〇〇三年）。

（7）万延・文久期における尊攘派浪士の横浜襲撃問題とその対応については拙稿（「万延・文久期における浪士の横浜襲撃問題と沿岸取締体制」明治維新史学会編『予期せぬ変動と明治維新』有志舎、二〇二五年）において考察を加えたが、そこで取り上げることのできた史料の記載は行論上必要な一部であり、他にも参照すべき史料は残されている。

（8）横浜開港資料館編『堤磯右衛門 幕末維新「懷中覚」』（財団法人横浜開港資料普及協会、一九八八年）にも海岸取締関係の史料が収載されている。あわせて参照されたい。

横浜開港資料館紀要

第四〇号

二〇二六年三月三十一日発行

編集——横浜開港資料館

〒231-0021 横浜市中区日本大通3

TEL 〇四五(二〇一)二二〇〇

発行——公益財団法人

横浜市ふさと歴史財団